

群馬県第五種共同漁業の遊漁規則について

漁業法抜粋

(遊漁規則)

第170条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の遊漁規則（以下この条において単に「遊漁規則」という。）には、次に掲げる事項を規定するものとする。

- 一 遊漁についての制限の範囲
- 二 遊漁料の額及びその納付の方法
- 三 遊漁承認証に関する事項
- 四 遊漁に際し守るべき事項
- 五 その他農林水産省令で定める事項

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

- 一 遊漁を不当に制限するものでないこと。
- 二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

6 都道府県知事は、遊漁規則が前項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その変更を命ずることができる。

7 都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、漁業権者の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

8 遊漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。

(写)

蚕園第201-1号

令和5年7月12日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 様

群馬県知事 山本 一太
(蚕糸園芸課)



漁業協同組合遊漁規則の認可について (諮問)

このことについて、下記漁業協同組合から漁業法第一百七十条第1項の規定に基づき遊漁規則の認可申請があったので、同法第4項の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 沼田市 利根漁業協同組合 | (10) 藤岡市 神流川漁業協同組合 |
| (2) 渋川市 阪東漁業協同組合 | (11) 桐生市 両毛漁業協同組合 |
| (3) 前橋市 群馬漁業協同組合 | (12) 板倉町 邑楽漁業協同組合 |
| (4) 伊勢崎市 東毛漁業協同組合 | (13) 館林市 近藤沼漁業協同組合 |
| (5) 中之条町 吾妻漁業協同組合 | (14) 館林市 日向漁業協同組合 |
| (6) 高崎市 上州漁業協同組合 | (15) 館林市 城沼漁業協同組合 |
| (7) 高崎市 烏川漁業協同組合 | (16) 前橋市 赤城大沼漁業協同組合 |
| (8) 神流町 南甘漁業協同組合 | (17) 高崎市 榛名湖漁業協同組合 |
| (9) 上野村 上野村漁業協同組合 | |

担当 農政部蚕糸園芸課水産係
電話：027-226-3095
FAX：027-243-7202

○模範漁業協同組合遊漁規則例 新旧対照表 (下線+網がけ : 変更箇所、下線のみ : 一部漁協が対応する変更箇所)

改正後	現行 (改正前)	備考
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、〇〇漁業協同組合 (以下「組合」という。) が免許を受けた共第〇号第五種共同漁業権に係る漁場 (以下「漁場」という。) の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物 (アユ、コイ、フナ、〇〇<u>及び</u>〇〇をいう。<u>以下同じ。</u>) の採捕 (以下「遊漁」という。) についての制限に<u>関して</u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、<u>あらかじめ</u>、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りではない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は<u>口頭又は組合が指定するオンラインシステム</u>で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、<u>遊漁区域及び遊漁期間</u>を記載した遊漁承認申請書を提出<u>又は組合が指定するオンラインシステムにより申請</u>しなければならない。</p> <p>3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、(削除) 当該遊漁の承認により当該水産動物の<u>繁殖保護</u>、組合員もしくは他の遊漁者 (第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。) の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第<u>十四</u>条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、〇〇漁業協同組合 (以下「組合」という。) が免許を受けた共第〇号第五種共同漁業権に係る漁場 (以下「漁場」という。) の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物 (アユ、コイ、フナ、〇〇、<u>〇〇</u>をいう。) の採捕 (以下「遊漁」という。) についての制限に<u>関し</u>必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)</p> <p>第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、<u>予め</u>、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りでない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、その他の場合は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出<u>して、</u>しなければならない。</p> <p>3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、<u>期間1日の遊漁の場合には第十二条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養</u>もしくは組合員もしくは他の遊漁者 (第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。) の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第<u>十二</u>条に規定する場</p>	<p>(電子遊漁券導入組合は追加)</p>

4 遊漁者は、直ちに、第九條第1項あるいは同條第2項の遊漁料を同條第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三條 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

<u>魚 種</u>	期 間
ア ユ	○月○日から○月○日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
ヤ マ メ	○○月○○日から○○月○○日まで
.....

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

合を除き、第一項の承認をするものとする。

4 第一項の承認を受けたものは、直ちに、第七條第一項あるいは同條第二項の遊漁料を同條第三項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三條 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

<u>水 産 動 物</u>	期 間
ア ユ	組合が定める日時から○月○日まで
ヤ マ メ	○○月○○日から○○月○○日まで
.....

2 前項の組合が定める日時は、組合掲示板に掲載して公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具・漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣	1人につき1本
.....

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 漁具・漁法	イ 魚種	ウ 区 域	エ 期 間
毛針釣り	アユ	漁場全域	組合の定める日時から〇〇月〇〇日まで
.....		

(削除)

3 第2項の組合が定める日時は、組合の掲示板に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具漁法	規 模
手釣	1人につき1本以下
.....

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法はイ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 漁具漁法	イ 水産動物	ウ 区 域	エ 期 間
毛針釣り	アユ	漁場全域	〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日まで
.....		

3 前各項の制限の他、組合は漁具漁法、区域、期間を定め遊漁を制限することがある。

4 第二項の組合が定める日時は、組合掲示板に掲載して公表するものとする。

(禁止区域及び時間)

第五条 第三条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間又は時間中、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間・時 間
〇〇川〇〇堰下流端から下流〇〇メートルの区域	〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日まで
〇〇	・〇月 〇時～〇時 ・〇月 〇時～〇時

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第六条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
イワナ、ヤマメ	〇〇川〇〇堰下流端から下流〇〇メートルの区域	〇月〇日から〇月〇日まで
.....	この組合が定めて公表した区間	〇月〇日から〇月〇日まで

2 前項の区間において、釣り針を使用する場合、シングルフック（1本針）かつバーブレスフック（返しのない針又は返しを潰した針）を使用しなければならない。

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間中、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
〇〇川〇〇堰下流端から下流〇〇メートルの区域	〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日まで

(新設)

(新設)

(C&R 区がある場合は追加)

3 第1項の公表は、組合の掲示板に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(全長の制限)

第七条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
イワナ	〇〇センチメートル
ヤマメ	〇〇センチメートル
.....

((削除) 尾数の制限)

第八条 次の表の左欄に掲げる魚種は、第六条第1項、第〇条第〇項…に規定される区域を除き、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚 種	尾 数
ヤマメ サクラマス イワナ	(削除) 20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、右欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

水 産 動 物	全 長
イワナ	〇〇センチメートル以下
ヤマメ	〇〇センチメートル以下
.....

(採捕尾数の制限)

第六条の2 次の表の左欄に掲げる魚種は右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚 種	採捕尾数制限
ヤマメ サクラマス イワナ	1日 20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(C&R 区
や特設釣り
場で制限が
ある場合は
追加)

(遊漁料の額及び納付方法)

第九條 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁承認証取扱所(以下「遊漁証取扱所」という。)又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときは次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは、〇〇円を加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは〇月〇日から翌年〇月末日までとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
全魚種	徒手採捕 竿釣	1日	〇〇円
		1年	〇〇円
	同上 投網	1日	〇〇円
		1年	〇〇円
.....

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

(遊漁料の額及び納付方法)

第七條 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは、〇〇円を加算した額とする。(新設)

遊漁対象水産動物	漁具・漁法	期間	遊漁料の額
全魚種	徒手採捕 竿釣	1日	〇〇円
		1年	〇〇円
	同上 投網	1日	〇〇円
		1年	〇〇円
.....

(新規)

(電子遊漁券導入組合は追加)

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生	アユを除く魚種	徒手採捕 竿釣	1日	〇〇円
			1年	〇〇円
	全魚種	同上 投網	1日	〇〇円
			1年	〇〇円
.....

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

3 遊漁料は、別表に掲げる遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	遊漁対象水産物	漁具・漁法	期間	遊漁料
中学生	アユを除く魚種	徒手採捕 竿釣	1日	〇〇円
			1年	〇〇円
	全魚種	同上 投網	1日	〇〇円
			1年	〇〇円
.....

(新設)

3 遊漁料の納付は、別表の遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(電子遊漁券導入組合は追加)

(特設釣り場に関する事項)

第十条 組合は、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中を特設釣り場と定め、遊漁者はウ欄の漁具・漁法でのみ遊漁を行うことができる。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 漁具・漁法
〇〇川〇〇堰下流端から〇〇までの区域	〇〇月〇〇日から 〇〇月〇〇日まで	竿釣り (フライ釣り ルアー釣り) (1人につき1本)

2 前項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとし、第三項に規定する方法により納付するときは、〇〇円を加算した額とする。

魚 種	期 間	区 分	遊漁料
〇〇	1日	〇〇漁業協同組合が発行する期間1年の遊漁証保有者	〇〇円
		上記以外の者	〇〇円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

(特設釣り場に関する事項)

第八条 組合は〇月〇日から〇月〇日までの期間、次の区域を特設釣り場と定め、その区間に〇〇を濃密放流するものとする。

区 域	〇〇川〇〇堰下流端から〇〇までの区域
-----	--------------------

2 前項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表に定める遊漁料を、特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。

漁具漁法	期間	区 分	現場加算金	料金	魚種
竿釣り (1人につき1本) フライ釣り ルアー釣り	1日	〇〇漁業協同組合が発行する期間1年の遊漁証保有者	〇〇円	〇〇円	〇〇
		上記以外の者	〇〇円	〇〇円	

(新設)

<p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第<u>十一</u>条 組合は、第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1) 承認を受けた者の氏名、住所および顔写真 (ただし、期間を1年とする遊漁証に限る)</p> <p>(2) 承認期間</p> <p>(3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類</p> <p>(4) 発行者名</p> <p>(5) その他参考となるべき事項</p> <p>2 遊漁証の交付は、別表の遊漁証取扱所、特設釣り場遊漁証取扱所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。</p> <p>3 遊漁証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>(遊漁に際し守るべき事項)</p> <p>第<u>十二</u>条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムにより発行された遊漁証を使用する場合は、遊漁開始前に遊漁料を納付し、遊漁中はオンラインシステムを通じて遊漁者の位置情報等が組合に提供されている状態で携帯しなければならない。ただし、電波が届かない等のやむを得ない場合又は漁場監視員の要求があった場合は、オンラインシステムで遊漁料を納付した情報が分かる印刷物又</p>	<p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第<u>九</u>条 組合は第二条第一項の承認をしたときは、組合が定める遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 遊漁証は他人に貸与してはならない。</p> <p>(遊漁に際し守るべき事項)</p> <p>第<u>十</u>条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。(新設)</p>	<p>(電子遊漁券導入組合は追加)</p> <p>(電子遊漁券、特設釣り場導入組合は追加)</p> <p>(電子遊漁券導入組合は追加)</p>
--	--	---

はオンラインシステムの画面等を提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の川及び湖底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第十三条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（1）氏名および顔写真

（2）有効期間

（3）発行者名

（4）その他必要な事項

（違反者に対する措置）

第十四条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の底を攪はんしてはならない。

（新設）

（漁場監視員）

第十一条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、組合が定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（新設）

（違反者に対する措置）

第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

<p>(附則)</p> <p>1 この規則は令和5年9月1日から施行する。</p> <p>2 この規則施行前に令和〇年〇月〇日付け群馬県指令蚕園第〇-〇号で認可された〇〇漁業協同組合遊漁規則（共第〇号第五種共同漁業権）により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。</p>	<p>(新設)</p>	
--	-------------	--

別表

遊漁証取扱所

組合が指定するオンラインシステム

特設釣り場遊漁証取扱所

各漁協からの申請遊漁規則の主な変更概要

No.	漁協名	漁場番号	主な変更点一覧					
			魚種の変更	遊漁料の変更	CR区の設定	特設釣り場の設定	オンラインシステムへの対応	その他
1	利根漁協	共第1、15号					○	
2	阪東漁協	共第2号		○		○	○	
3	群馬漁協	共第3号		△		○	○	
4	東毛漁協	共第3号、8号		○			○	
5	吾妻漁協	共第4号		○	○		○	
6	上州漁協	共第5号			○		○	
7	烏川漁協	//		○		○		
8	南甘漁協	共第6号				○		
9	上野村漁協	//			○	○	○	
10	神流川漁協	共第7号					○	
11	両毛漁協	共第9、10号			○	○	○	
12	邑楽漁協	共第11号						
13	近藤沼漁協	共第12号						
14	日向漁協	共第13号			○			
15	城沼漁協	共第14号	○					
16	赤城大沼漁協	共第16号		○			○	
17	榛名湖漁協	共第17号						